

平成28年1月5日
宮崎地家裁総務課印

平成27年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第2回）における議事概要

- 1 開催日時 平成27年11月19日（木）午後1時30分から午後3時25分まで
- 2 場 所 宮崎地方裁判所大会議室
- 3 出席者（委員別，50音順）
 - （地裁委員） 柏田芳徳，末吉幹和，中村紀代子，日高公洋，両角晃
 - （家裁委員） 倉山茂樹，黒木尚之，高橋高人，富田智美，松田公利，矢野龍彦
 - （兼務委員） 小畑勝義，税所由美子，坂元陽介，須田啓之
 - （同席者） 民事首席書記官，刑事首席書記官，首席家裁調査官，家裁首席書記官
 - （庶務担当者） 地家裁事務局長，地裁事務局次長，家裁事務局次長，地裁総務課長，家裁総務課長，地裁会計課長，地裁総務課補佐，家裁総務課補佐，地家裁庶務係長
- 4 議事
 - (1) 開会の言葉（地裁総務課長）
 - (2) 新任委員紹介等
 - ア 再任委員
 - 家裁委員 倉山茂樹委員（2期目）
 - イ 新任委員
 - 地家裁委員 須田啓之委員
 - 同 渡辺吏委員
 - 地裁委員 両角晃委員
 - (3) 地裁委員会及び家裁委員会の各委員長の選任
地裁委員会及び家裁委員会の各委員長として，須田啓之委員を選任した。
 - (4) 地裁委員会及び家裁委員会の各委員長代理の指名
地裁委員会につき末吉幹和委員を，家裁委員会につき松田公利委員をそれぞれ指名した。
- 5 意見交換会
 - 裁判所からの説明
「DV事件」について説明した。
 - 模擬審尋の実施
DV事件の模擬審尋を実施した。
 - 意見交換
 - ・委員長：今回のテーマは，「DV事件について」ですが，先ほどの裁判所の説明等に対する御意見，御感想，お気づきになられたことなどございましたら自由に御発言をお願いします。
 - ・〇〇委員：DV防止法の対象外の彼氏・彼女の関係のような場合はどのように扱われるのか。また，屋外でDVが行われた場合もDV防止法の対象となるのか。
 - ・説明担当者：DV防止法は生活の本拠を共にしていることを要件としているので，彼氏・

彼女の関係でいわゆるデートDVなどが行われた場合は、ストーカー規制法で対応することになる。DVが屋外で行われてもDV防止法の対象となる。

- ・委員長：屋外でのDVを原因とするDV事件も少なくない。
- ・〇〇委員：本年4月以降、概数ではあるが、検察庁で取り扱ったDVの事案は約40件あり、そのうち1件を保護命令違反事件として通常起訴した。それ以外の事案については、暴行や傷害などの罪で約9件を通常起訴、約7件を略式起訴した。起訴率は、他の事案と比較して若干高いのではないかと認識している。被害者らへの事後の影響、身柄拘束中の調整等を考慮しているからではないかと思われる。
- ・〇〇委員：海外には、DVの加害者の矯正に取り組んでいる国もある。加害者の各特性に応じたプログラムを選択し、社会の中で矯正を図るというもののようなものである。厳罰化するだけではなく、加害者へのケアも防止策となるのではないか。
- ・〇〇委員：弁護士はDVの事案を扱うことが少ないが、宮崎県の人口に対するDV事件の申立件数の割合が高いという説明を受けて、弁護士会として、DVに至る前に何らかの対応をするシステムを構築しなければいけないのではないかと思った。
- ・〇〇委員：県外には加害者を矯正する市民活動団体があると聞いているが、市としては、DV防止法に則って、まずは被害者を守ることから取り組んでいる。市の女性相談室への相談のうち約3割がDVに関するもので、年間実数として約140件となっている。市としては、その方らに対し、避難の方法や避難後の生活の再建方法などのアドバイスをしている。また、2000名の市民に、DVに関するアンケートを実施したところ、今まで受けていた行為がDVに当たることをアンケートで知ったという方がいた。宮崎市立の全中学校で行っているコミュニケーションに関する講座を利用して、いわゆるデートDVの防止を図った取組を行ったりして、意識啓発を中心に取り組んでいる。
- ・〇〇委員：DVを受けたことによって、気分障害、PTSD、不安障害等になって精神科を受診するケースが少なくない。審尋と違って、DVを受けた側からしか話を聞けないので、診察は慎重に行っている。
- ・説明担当者：申立書に、精神科を受診したという記載があったことはないが、申立人の心が相当病んでいる場合がある。
- ・〇〇委員：子どもと一緒に保護施設に避難するなどして、守らなければいけない人がすべて守られるようにすべきである。保護命令が出た後もつきまといなどが懸念される。
- ・委員長：子どもを守りたいという気持ちから、転校しやすい時期の申立てが多いようである。また、6か月の間に生活を再建するために、ほぼ同時に離婚の調停を申し立てることも多いようである。

6 次回予定

- ・委員長：次回の予定に移らせていただきます。次回のテーマについて御意見等はありませんでしょうか。御意見等がなければ、個別労働紛争の解決に関して、労働審判制度の制定までの経緯、現状などを議題として採り上げることはいかがでしょうか。
- ・全員：了承
- ・次回委員会期日：平成28年5月20日（金）午後1時30分

以上